

令和 8 年 8 月 3 1 日開会

川越市議会第 4 回定例会追加議案

(令和 8 年 9 月 1 4 日提出)

(議案第 8 7 号)

議 案 目 次

議案第 87 号	裁判上の和解について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
----------	----------------------------	---

議案第 8 7 号

裁判上の和解について

川越簡易裁判所に係属中の事件について、次のとおり裁判上の和解をするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

1 事件の表示 川越簡易裁判所令和 7 年（ハ）第 3 6 7 号損害賠償請求事件

2 当 事 者 原告 所沢市緑町三丁目 5 番 1 6 号

株式会社 C H E E R F U L

代表取締役 折 原 太 朗

被告 川 越 市

3 事件の概要

本件は、令和 6 年 2 月 2 7 日に発生した強風によって、川越市立中央図書館敷地内の駐車場付近に設置していた A 型バリケードが破損し、その一部が飛ばされたことにより、当該駐車場に駐車していた車両を損傷させたとして、当該車両の使用者が本市に対し損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起したものである。

4 和解条項の要旨

(1) 被告は、原告に対し、本件の損害賠償債務として、2 4 4 , 1 8 5 円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和 8 年 1 1 月 1 3 日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料

料は、被告の負担とする。

- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提 案 理 由

裁判上の和解をするため、このように措置する必要がある。